

令和6年第1回

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和6年2月21日 開会

令和6年2月21日 閉会

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会

令和6年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

2月21日（水曜日） 第1号

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
欠員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	3
開会	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
議案第1号から議案第7号まで7件上程、説明、採決	4
閉会	10

議 事 日 程

令和6年2月21日（水曜日） 午後1時30分開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第1号 令和6年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第5 議案第2号 令和6年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第6 議案第3号 令和5年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第7 議案第4号 岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第5号 岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第6号 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議題第7号 岐阜県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の作成について

◎本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第1号 令和6年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第5 議案第2号 令和6年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第3号 令和5年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第4号 岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第5号 岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第6号 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議題第7号 岐阜県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の作成について

出席議員 (42人)

1番	後藤一郎君	27番	小島英雄君
2番	石井浩二君	28番	古田聖人君
3番	富田耕二君	29番	川地憲元君
4番	豊田富士人君	30番	早野博文君
5番	関谷和彦君	31番	藤田栄博君
7番	鈴木良平君	32番	谷口輝男君
9番	山下清司君	33番	藤井弘之君
11番	武藤鉄弘君	34番	朝倉和仁君
12番	水野光二君	35番	岡田立君
13番	松井聡君	36番	岡部栄一君
14番	小坂喬峰君	37番	宇佐美晃三君
15番	藤井浩人君	39番	戸部哲哉君
17番	浅野健司君	40番	柴山佳也君
18番	高木伸二君	41番	板津徳次君
19番	澤野伸君	42番	佐藤光宏君
20番	林宏優君	43番	加納福明君
21番	森和之君	44番	瀬瀬幸美君
22番	都竹淳也君	45番	安藤峰行君
23番	藤原勉君	46番	佐伯正貴君
24番	日置敏明君	48番	渡辺幸伸君
25番	山内登君	49番	成原茂君

欠席議員 (6人)

6番	田中明君	26番	横川真澄君
8番	柴田雅也君	38番	岡崎和夫君
16番	加藤淳司君	47番	今井俊郎君

欠員 (1人)

10番

説明のため出席した者

広域連合長 柴橋正直君

副広域連合長 石田仁君

副広域連合長	高木貴行君	会計管理者兼会計課長	山田康文君
副広域連合長	富田成輝君	総務課長	奥田卓巳君
副広域連合長	西脇康世君	資格電算課長	古田尚君
副広域連合長	金子政則君	給付課長	市岡孝臣君
事務局長	早川昌克君		

職務のため出席した事務局職員

書記長 天木日出夫 書記 後藤剛也

開 会

午後1時30分 開 会

○議長（石井浩二君） 定足数に達しておりますので、ただ今から令和6年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

開 議

○議長（石井浩二君） これより本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

第1 議席の指定

○議長（石井浩二君） 日程第1、議席の指定を議題とします。
今回当選されました議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において、7番 鈴木良平君、9番 山下清司君、19番 澤野伸君、45番 安藤峰行君、以上のとおり指定します。

第2 会議録署名議員の指名

○議長（石井浩二君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第75条の規定により、議長において、9番 山下清司君、33番 藤井弘之君、の両君を指名します。

第3 会期の決定

○議長（石井浩二君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間と定めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井浩二君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日1日間と決しました。

第4 議案第1号から第10 議案第7号まで

○議長（石井浩二君） 日程第4、議案第1号から日程第10、議案第7号まで、以上7件を一括して議題とします。

これら7件に対する提出者の説明を求めます。広域連合長、柴橋正直君。

〔柴橋正直君登壇〕

○広域連合長（柴橋正直君） 令和6年第1回 岐阜県後期高齢者医療 広域連合議会 定例会が開催されるにあたり、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

日頃は、議員の皆様並びに各市町村の皆様方には、後期高齢者医療制度の円滑な運営に対し、多大な御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

提案説明に先立ち、一言申し上げます。

元日に発生した令和6年能登半島地震により、甚大な被害を受けられました皆様方に、心よりお見舞いを申し上げます。

また、被災者の支援に携わっている方々に、深く敬意を表しますとともに、被災地の一日も早い復旧・復興を祈念いたします。

本広域連合といたしましても、住み慣れた地域を離れ、岐阜県内で避難生活を送られる後期高齢者に対し、医療費の一部負担金及び保険料の減免を行うなど、支援の手を差し伸べてまいりたいと存じます。

それでは、諸般の事項について申し上げます。

最初に、岐阜県の人口動向についてであります。

昨年12月に、国立社会保障・人口問題研究所は、2050年までの地域別将来推計人口を公表しました。

それによると、岐阜県の総人口は、2020年の198万人から51万人減少して147万人となり、人口減少率は25.8%で、全国平均の17.0%を上回る見通しとなっております。

ります。

また、少子高齢化は一段と進み、75歳以上の総人口に占める割合は、2020年の15.7%から25.9%まで上昇し、県民の4人に1人が後期高齢者となり、一方、0歳から14歳までの割合は、12.3%から9.8%に減少し、10%を割り込むと推計されております。

続いて、本広域連合の運営状況についてであります。

まず、被保険者数は、本年1月末現在で33万8,504人となっており、前年同時期に比べて1万3千人増加し、平成20年の制度発足時から、10万人を超える増加となっております。

被保険者数の急激な増加は、令和4年から団塊の世代が75歳以上になり始めたことによるものであり、この傾向は、団塊の世代の全てが75歳以上となる令和7年まで続く見通しです。

次に、医療給付費につきましては、令和4年度は2,578億円となり、前年度に比べて109億円増加し、制度発足時から、1,056億円の増加となっております。

これは、一人当たり医療給付費や被保険者数の増加が主な要因であり、医療の高度化と相まって、今後も大幅な増加が見込まれております。

本格的な少子高齢化・人口減少を迎える中、国においては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けて、医療保険制度改革が進められております。

医療給付費の増加に伴い、後期高齢者医療制度を支える現役世代の負担が大きな課題となっていることから、後期高齢者一人当たりの保険料と現役世代一人当たりの後期高齢者支援金の伸び率を合わせる見直しや、保険料の賦課限度額の引上げが、本年4月から実施されます。

これらは、年齢に関わらず負担能力に応じた公平な負担を目指す改革であり、被保険者の方には負担増となりますが、低所得者への配慮や激変緩和措置なども講じられております。加えて、子育てを社会全体で支援する観点から、後期高齢者医療制度が出産育児一時金の費用の一部を支援する仕組みが導入されます。

なお、後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間として、保険料率を2年ごとに見直すこととなっているため、今期定例会には、令和6年度及び令和7年度の保険料率に係る議案を提出しております。

保険料率の算定に当たっては、今後2年間の被保険者数や医療給付費等を推計し、今般の医療保険制度改革を反映させる一方で、令和5年度末までに生じると見込まれる剰余金を活用して、急激な上昇の抑制を図っております。

続いて、マイナンバーカードと被保険者証の一体化についてであります。

昨年12月に、マイナンバー法等の一部改正法の施行期日を定める政令が公布され、本年12月2日から、現行の被保険者証の発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することが決定しました。

それに伴い、マイナ保険証をお持ちの方には、自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方には、「資格確認書」を新たに交付することとなります。

マイナ保険証への移行に向けた準備を進めるとともに、多くの方々にマイナ保険証を利用

していただくよう、周知・広報に努めてまいります。

最後に、高齢者の保健事業についてであります。

広域連合では、増え続ける医療給付費を抑制するため、データヘルス計画に基づいて保健事業を実施しており、令和6年度から第3期データヘルス計画が始まります。

人生100年時代が到来する中、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、健康、医療等のデータを分析して、効果的な健康づくりを展開する、エビデンスに基づいた保健事業が大変重要となっております。

とりわけ、その中心的役割を担っているのが、令和2年度から開始した高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業です。

事業を委託している市町村では、国保データベースシステムを活用して、地域の健康課題を把握し、生活習慣病の重症化予防やフレイル予防等を効率的かつ効果的に実施していただいております。

今年度は、県内で36の市町村が取り組んでおり、令和6年度には、42市町村の全てが取り組むことを目標としております。

また、令和6年度から、全国の広域連合に先駆け、ぎふ・さわやか口腔健診結果のデジタル化を開始します。

これにより、口腔健診のデータと国保データベースシステムの健診、医療、介護のデータを突合して分析することが可能となるため、口腔の健康と全身の健康に関するエビデンスの集積に取り組み、県内のオーラルフレイル対策に役立ててまいります。

あわせて、ぎふ・さわやか口腔健診を県内のどこの歯科医院でも受診できるよう、岐阜県歯科医師会の協力のもと、口腔健診の広域化を開始します。

受診行動につながる利便性が高まり、受診率向上に寄与することを期待しております。

いずれにいたしましても、少子高齢化・人口減少という時代の大きな変革期を迎え、国において医療保険制度改革が進められている中、高齢者の方々が安心して医療を受けられ、いつまでも健康でいきいきと暮らすことができるよう、県内市町村や関係機関等と緊密な連携を図りながら、後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な運営に万全を期してまいりますので、議員各位の御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、今期定例会に提案いたしました諸議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

初めに、議案第1号は、「令和6年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」であります。

一般会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、3億1,374万1千円とするものであります。

前年度と比べ、5,017万5千円、率にして、19.04%の増であります。

まず、歳入の主なものを申し上げます。

分担金及び負担金といたしまして、市町村からの負担金2億7,077万9千円を計上いたしました。

また、前年度からの繰越金といたしまして、4,000万円を計上いたしました。

続きまして、歳出の主なものを申し上げます。

総務費といたしまして、職員の人件費や各種委員会の経費など、広域連合の運営にかかる

経費として、3億1,099万3千円を計上いたしました。

これは、前年度と比べ、5,017万5千円の増となっております。

主な要因といたしましては、本年10月から新たに負担する公金振込手数料などとして、4,401万7千円を計上したことによるものであります。

次に、議案第2号は、「令和6年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」であります。

特別会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,051億9,669万7千円とするものであります。

これは、前年度と比べ、158億6,908万7千円、率にして、5.48%の増であります。

初めに、歳入の主なものを申し上げます。

市町村支出金といたしまして、保険料負担金や保険基盤安定負担金、並びに、療養給付費の定率負担金や保健事業の負担金などとして、592億1,041万2千円を計上いたしました。

国庫支出金といたしまして、療養給付費や高額医療費の定率負担金、並びに、調整交付金などとして、976億9,737万7千円を計上いたしました。

県支出金といたしまして、療養給付費や高額医療費の定率負担金として、255億8,503万8千円を計上いたしました。

支払基金交付金といたしまして、現役世代からの支援金として、1,180億8,625万2千円を計上いたしました。

最後に、前年度からの繰越金といたしまして、39億960万6千円を計上いたしました。

続きまして、歳出の主なものを申し上げます。

総務費といたしまして、共同電算処理業務やレセプト管理業務及び点検業務、並びに、電算処理システム運用支援・開発・改修等業務の委託料などとして、15億4,074万7千円を計上いたしました。

これは、前年度と比べ、2億7,255万5千円の増となっております。

主な要因といたしましては、電算処理システム運用支援・開発・改修等業務委託料が2億5,958万3千円の増となっております。

これは、主に、国の方針に基づく、電算処理システムのクラウド化に伴うシステム開発等に要する費用でございます。

次に、保険給付費といたしまして、令和5年度予算と比較して、被保険者数の伸び率を3.20%の増、一人当たり保険給付費の伸び率を2.03%の増で見込み3,004億7,024万1千円を計上いたしました。

これは、前年度と比べ、151億5,406万3千円、率にして、5.31%の増であります。

次に、支払基金拠出金といたしまして、出産育児支援金などとして、2億2,238万7千円を計上いたしました。

これは、先に述べましたように、子育てを社会全体で支援する観点から、出産育児一時金に要する費用の一部を支援する仕組みが開始されるためでございます。

次に、保健事業費といたしまして、ぎふ・すこやか健診の受診率を25.0%、ぎふ・さわ

やか口腔健診の受診率を9.4%で見込み、健康保持増進事業費として、11億3,333万6千円を計上いたしました。

加えて、医療費の適正化を図るため、医療費通知及び後発医薬品利用差額通知の送付や、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業のほか、令和6年度から開始するぎふ・さわやか口腔健診結果のデジタル化に要する費用など、その他保健事業費として、5億6,104万8千円を計上いたしました。

次に、議案第3号は、「令和5年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第2号」であります。

令和4年度 特別調整交付金のうち、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る補助対象事業費が確定したため、精算を行うもので、歳入歳出それぞれ220万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,946億6,992万8千円とするものであります。

歳入補正予算といたしまして、繰越金におきまして、220万8千円を補正し、歳出補正予算といたしまして、諸支出金におきまして、220万8千円を補正いたします。

次に、議案第4号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正及び岐阜県最低賃金の改定に伴い、パートタイム会計年度任用職員の報酬額及び期末手当の支給率の上限を改定し、あわせて、地方自治法の一部改正に伴い、パートタイム会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第5号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

地方自治法の一部改正に伴い、育児休業中のパートタイム会計年度任用職員に対して、勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第6号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

令和6年度及び令和7年度において、被保険者の方々に納付していただく保険料の算定基準となる均等割額を4万9,412円に、所得割率を9.56%に改めるほか、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正等に伴い、保険料の賦課限度額の引き上げや、均等割額の軽減判定基準の見直しなどのため、所要の条例改正を行うものであります。

最後に、議案第7号は、「岐阜県 後期高齢者医療広域連合第4次 広域計画の作成について」であります。

現行の「第3次広域計画」の計画期間が、令和5年度末で終了するため、地方自治法第291条の7の規定に基づき、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする「第4次広域計画」を作成するものであります。

以上、今期定例会に提案いたしました諸議案を御説明いたしました。

よろしく御審議の上、御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石井浩二君） これら7件に対する質疑の通告はありません。

これら7件に対する討論の通告はありません。

これより、採決を行います。

まず、議案第1号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井浩二君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第2号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井浩二君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第3号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井浩二君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第4号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井浩二君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第5号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井浩二君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第6号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井浩二君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第7号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井浩二君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

閉 議 閉 会

○議長（石井浩二君） 以上で今期定例会に付議されました事件は、すべて議了しました。
よって、本日の会議はこれで閉じ、令和6年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後1時52分 閉 会

以上、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議長

石井浩二

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

山下清司

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

藤井弘之